

岩手県告示第218号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定に基づき指定した河川区域を次のとおり変更する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

河川の名称及び変更する平面図

1級河川・2級河川の別	水系名	河川名	変更する平面図
2級河川	小本川	清水川	82号図
〃	安家川	安家川	106号図及び107号図

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに備えておいて縦覧に供する。